

平成23年度北海道介護サービス情報の公表に関する報告・調査・公表計画

1 目的

本計画は、介護保険法施行令第37条の2、第37条の5及び第37条の11において準用する第37条の5に基づき、北海道内の介護サービス事業所の提供する介護サービス情報の報告、調査、公表に関する事務を効率的かつ円滑に実施するため、報告、調査及び公表計画（以下「計画」という）について定める。

2 計画の基準日

平成23年1月1日

3 計画の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間

4 対象となる介護サービス

計画の対象とする介護サービスは別表1に定めるとおり。

5 介護サービス情報の内容

報告、調査及び公表する介護サービス情報の内容については、介護保険法施行規則別表1に掲げる項目（以下「基本情報項目」という）及び同規則別表2に掲げる項目（以下「調査情報項目」という）とする。

ただし、新たに4に定める介護サービスの提供を開始しようとする事業所及び再開した事業所については、基本情報項目のみを報告、公表する。

6 報告の対象となる事業所

報告の対象となる事業所は次のとおりとする。

- (1) 4に定める介護サービスを提供する事業所のうち、北海道介護サービス情報の公表実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5に定める事業所であって、別表2に登載されている事業所。
- (2) 新たに4に定める介護サービスの提供を開始しようとする事業所。
- (3) 4に定める介護サービスを再開した事業所。
- (4) 上記(1)、(2)及び(3)の他、4に定める介護サービスを提供する事業所で、その提供する介護サービス情報の報告を希望し、別紙1により北海道介護サービス情報公表センター（以下「公表センター」という）に申し出を行い、別表2に登載された事業所。

7 調査の対象となる事業所

調査の対象となる事業所は次のとおりとする。

- (1) 4に定める介護サービスを提供する事業所のうち、実施要綱第5に定める事業所であって、別表2に登載された事業所。
- (2) 上記(1)の他、6(4)により公表センターに申し出を行い、別表2に登載された事業所。

8 公表の対象となる事業所

公表の対象となる事業所は次のとおりとする。

- (1) 4に定める介護サービスを提供する事業所のうち、実施要綱第5に定める事業所であって、別表2に登載された事業所。
- (2) 新たに4に定める介護サービスの提供を開始しようとする事業所。
- (3) 4に定める介護サービスを再開した事業所。
- (4) 上記(1)、(2)及び(3)の他、6(4)に該当する事業所。

9 報告・調査・公表の義務を負わない事業所

4に定める介護サービスを提供し、別表2に登載された事業所のうち、施行規則第140条の44第一号及び第二号に定める事業所については、別紙2により公表センターに申し出ることにより、報告、調査及び公表の義務を負わないものとする。

10 報告の方法

公表センターの介護サービス情報公表システムの該当サービス調査票に入力・報告すること。

公表センターのホームページアドレスは次のとおり。

<http://www.kaigojoho-hokkaido.jp/>

公表センターの介護サービス情報公表システムで報告ができない事業者は、公表センターに連絡の上、公表センターから送付される調査票等（電子媒体を含む）に記入し、報告すること。

- 11 報告の提出先
報告の提出先は次のとおり。
北海道介護サービス情報公表センター
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1
北海道社会福祉協議会 福祉事業部 福祉サービス情報課
- 12 事業所ごとの報告の提出期限
6に定める報告の対象となる事業所の報告の提出期限は次のとおりとする。ただし、当該日が土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たる場合は、その直前の公表センターの業務日とする。
 - (1) 6(1)に該当する事業所
13に定める調査を行う月の前月とする。
なお事業所ごとの提出期限は、別表2に記載のとおりとする。
 - (2) 6(2)、(3)に該当する事業所
別表3に記載のとおりとする。
 - (3) 6(4)に該当する事業所
事業所から申し出のあった日の翌月20日までとする。なお事業所ごとの提出期限は、事業所からの申し出のあった後、あらためて別表2に登載し公表する。
- 13 事業所ごとの調査を行う月
 - (1) 7(1)に該当する事業所
別表2に記載のとおり。
 - (2) 7(2)に該当する事業所
事業所からの報告を受理した月の概ね1ヶ月後とする。
- 14 事業所ごとの調査を行う指定調査機関
 - (1) 7(1)に該当する事業所
別表2のとおり。
 - (2) 7(2)に該当する事業所
事業所から申し出のあった後、あらためて別表2に登載し公表する。
- 15 調査結果の受理
公表センターは指定調査機関の調査結果について、未記入事項の有無等を確認の上、受理する。
- 16 事業所ごとの公表を行う月
 - (1) 8(1)に該当する事業所
指定調査機関が当該事業所の調査を行った月の翌々月末とする。
 - (2) 8(2)、(3)に該当する事業所
当該事業所から報告を受けた月の翌月末。
 - (3) 8(4)に該当する事業所
指定調査機関が当該事業所の調査を行った月の翌々月末とする。
- 17 公表内容の変更及び修正
 - (1) 基本情報項目の変更及び修正については、事業所からの申し出により、当該事業所から適切な説明が得られた場合に、公表センターは随時、変更及び修正を行う。
 - (2) 調査情報項目については、調査結果を公表後に事業所が公表内容の修正等を希望する場合は、これを公表センターに申し出ることができる。
 - (3) 公表センターは上記(2)の申し出内容を確認し、再調査が必要と認める場合には、再調査に係る報告、調査及び公表の計画を別表2に登載し、調査を実施する。
この場合当該事業所は、再調査に係る調査手数料を納めなければならない。
 - (4) 上記(2)及び(3)において調査情報項目の修正内容を確認した場合は、公表センターは、確認結果に基づき公表済みの調査情報項目を修正し、公表する。
この場合当該事業所は、修正公表に係る公表手数料を納めなければならない。
- 18 計画に関する事業所からの申し出
 - (1) 6及び7により報告、調査の対象として別表2に登載された事業所が、別表2に記載された提出期限又は調査実施月に報告又は調査を行うことができない場合には、別紙3により公表センターに対し計画の変更を申し出ることができる。
 - (2) 公表センターは上記(1)の申し出内容を確認し、その理由がやむを得ないものであると認めら

れる場合には、当該事業所に係る計画を変更し、当該事業所及び担当する指定調査機関に対し、通知すること。

19 計画の管理

公表センターは計画の進捗状況等の管理を行い、計画に関する事業所からの申し出等を受け付け、適宜計画の変更等の対応を行うこと。計画の変更等について、公表センターは北海道知事に報告すること。

20 計画に対する意見等

計画の対象となる事業所は、計画に定められた事項に対する意見等（18による申し出を除く）がある場合には、計画の通知を受け付けた日から30日以内に公表センターに対して、意見を述べることができる。公表センターは、当該事業所に正当な理由があると認められる場合、計画の変更について配慮するよう努めること。